

令和5年度 定期監査の結果に関する報告書

豊見城市監査委員

令和5年度 定期監査の結果に関する報告

令和6年3月21日

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項及び第7項に基づき、令和5年度における定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

令和5年10月31日現在における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

2 監査の実施状況

下記の監査対象課について、令和5年4月1日から令和5年10月31日までを期間とする定期監査調書を徴し、それらに基づき、予算の執行、収入、支出、契約及び財産管理等について審査を行うとともに、令和6年2月5日、6日の2日間、監査対象課のうちの5課についてヒアリング、5課について文書ヒアリングを実施した。

<監査対象課>

(1) 総務企画部

総務課、秘書広報課、人事課、財政課、管財課、デジタル推進課、
企画調整課、産業振興課

(2) 福祉健康部

社会福祉課、保護課、障がい長寿課、健康推進課

(3) こども未来部

こども応援課、子育て支援課、保育こども園課

(4) 都市計画部

都市計画課、市街地整備課

(5) 経済建設部

道路課、公園緑地課、農林水産課

<ヒアリング>

実施日	2月5日(月)	2月6日(火)
実施課	デジタル推進課	障がい長寿課
	産業振興課	都市計画課
		管財課

文書ヒアリング：秘書広報課、人事課、保護課、道路課、公園緑地課

第2 監査の結果

定期監査の結果、対象課における予算の執行や財産管理等、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部において改善を要するものが見られた。特に改善を要し、今回の定期監査対象課以外の課を含むすべての課に対して周知すべき事項については、後の第3において述べることとする。

なお、ヒアリングの実施状況については以下に示すとおりである。

1 デジタル推進課

デジタル推進課からは、主に、「マイナポイント設定支援業務委託」、「電算処理帳票出力等業務委託」、「電算処理データ入力業務委託」について聴取した。

まず、「マイナポイント設定支援業務委託」について、契約の解約に係る事務処理について聴取した。

当該事業は、当初、令和5年9月30日までとしていた契約を、7月31日をもって解約している。理由としては、マイナポイント第2弾の手続き終了日が9月末となることが確定したことにより6月以降は窓口で手続き支援を希望される方が大きく減少したこと、総務省からマイナポイント支援用の操作サポート付端末の貸出しを受けたことにより事業の利用件数も大幅に減少したためであるとの説明を受けた。

なお、7月31日付で解約を行っているにも関わらず、歳出予算執行状況表(10月31日時点)における執行額が、当初支出負担行為額のままとなっている。支出負担行為の変更は適切な時期に行われたい。

次に、「電算処理帳票出力等業務委託」「電算処理データ入力業務委託」の契約締結に係る事務処理について聴取した。

これは、決裁を受けた契約書案と、実際に締結された契約書の内容が大きく異なっていたため、事情を聴取したものである。

デジタル推進課の回答によれば、今回の契約締結にあたり、前回使用した契約書をベースに今回の契約書案を作成し決裁を受けたが、その後、内容が不十分であると気づき、近年デジタル推進課内で他の委託事業に広く使用している契約書の様式を採用することとした。しかし、金額や事業内容については変更がなかったため、改めて決裁権者の承認を得る必要性は低いものと判断し、課内での確認にとどめたとのことであった。

決裁は、決裁権者の意思決定行為であるとされており、決裁の終わった文書を、決裁権者の意思決定なく変更することは適切ではない。また、契約書は、たとえ金額や事業内容に変更がなかったとしても、文面によっては相手方とのトラブルがあった際に不利となる可能性もある非常に重要な文書である。決裁後に変更が生じる際は、再回議を行う等により、決裁権者の承認を得られたい。

2 産業振興課

産業振興課からは、主に、「お仕事体験事業業務委託」、「クーポン券発行等運營業務委託」について聴取した。

まず、「お仕事体験事業業務委託」の事業者選定に係る事務処理について聴取した。

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式としており、公募期間を令和 5 年 8 月 23 日から令和 5 年 9 月 14 日としている。期間を 1 か月設けていない理由を尋ねたところ、産業振興課では今年度は当該事業を行わず他の事業を実施することを検討していたが、結果として当該事業を実施することとなったため、財源である沖縄振興特別推進市町村交付金の申請が当初分に間に合わず、スケジュールの都合から、公募期間を圧縮する必要が生じたとの説明を受けた。

次に、「クーポン券発行等運營業務委託」について、現在の進捗状況を聴取した。

これは、市内の取扱店舗等で利用可能なクーポン券を市内の全世帯に配布するもので、現在は、クーポン券の使用期限及び取扱店舗の換金期限が迫っていることに伴い、換金率も上がってきているとの説明を受けた。

なお、こちらも公募型プロポーザル方式で事業者を選定しており、公募期間を令和 5 年 8 月 31 日から令和 5 年 9 月 15 日正午までとしている。緊急性があったため公募期間の短縮を行ったとのことであったが、「豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領」第 10 条第 3 項では、公募期間の短縮について、「この場合、最低 2 週間以上の期間は確保するものとする。なお、期間を示す日数には、土曜日、日曜日、祝日を含まない」と定めており、当該事業の公募期間はこれを満たしていない。要領の定めを満たした公募期間を設けるよう、留意されたい。

3 障がい長寿課

障がい長寿課からは、主に、「介護用品支給事業」、「地域包括支援センター運営事業業務委託」、「認知症地域支援推進員設置業務委託」、「講師謝礼金」、「支払遅延金」について聴取した。

まず、「介護用品支給事業」については、登録事業者のうち1事業者について、「豊見城市介護用品支給事業実施要綱」第13条に定める実績報告期限を大幅に超過した実績報告及び請求書の提出があった理由を聴取した。これは、事業者側の担当者の交代による事務作業の遅延によるものであり、今後は遅延しないよう指導済みであるとの説明を受けた。

次に、「地域包括支援センター運営事業業務委託」「認知症地域支援推進員設置業務委託」の両事業における委託料の支払方法について聴取した。両事業とも、委託料の支払方法を概算払としているが、これは、委託先法人が委託業務を行うにあたり人件費や必要経費等の費用をあらかじめ負担することが困難であるためとの説明を受けた。

なお、当該事業の実績報告の提出と完了確認、概算払に係る精算処理はいずれも令和6年5月下旬を予定しているとの説明を受けたが、完了確認及び精算は、原則として当該年度内に行う必要があるとされている。こうした事務処理の整合性については、今後十分に検討されたい。

次に、講師謝礼金の支払状況について聴取した。10月末時点での支出命令済額の内訳については、令和5年5月から9月にかけての講座実施分であり、5か月間分を一括で支払ったとの説明を受けた。本市においては講師謝礼金の支払時期について例規上の定めはないが、長期間分をまとめるのは一般的ではなく、相手方に不便を生じさせるおそれがある。支払時期については、今後検討を加えられたい。

次に、「支払遅延金」の内容について聴取した。これは、過年度の国庫負担金交付額の確定に伴い返還金が発生したが、支払が遅延したため、返還期限を過ぎた21日分の延滞金を支払ったものであるとの説明を受けた。支払が遅延した理由としては、返還のための支出処理を昨年度末に行っていたが、不備により支出伝票が会計課から返戻され、人事異動の時期とも重なり返戻伝票の存在が認識されなかったことにより対応が遅れたものであるとのことであった。平素より伝票の返戻のない事務処理を心掛けるとともに、返戻された際は対応が迅速になされるよう注意されたい。

4 都市計画課

都市計画課からは、「豊見城市総合交通戦略推進等支援事業」の業務内容及び委託業者選定方法について、また、10月31日時点で未執行であった「ラストワンマイル交通需要調査」の進捗状況について説明を受けた。

その他、都市計画課の所管する「豊見城市契約規則」や「豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領」について意見交換を行った。定めが現状と合致しない部分が見られる点や、表現が誤解を生じやすく各課の事務処理誤りにつながっている部分等については、今後、必要に応じて周知や改正等の対応も視野に入れた検討を行っていくとの説明を受けた。また、今回の定期監査を通して、多数の課で、都市計画課の発出している契約書のひな型ではなく各課において独自に作成した条文からなる契約書が見受けられたことから、リスク回避の観点から、そうした場合は、内容に問題がないか慎重に検討を行うよう周知してほしい旨依頼した。

5 管財課

管財課からは、まず、「株式売払収入」について聴取した。これは、市が保有していた8社の株式のうち、1社の株式について、一般競争入札により売却したものである。

売却金は、現在、市有施設等整備基金に積み立てており、今後の市有施設の整備に備えるとの説明を受けた。

なお、一件書類から、相手方から入札保証金として徴した現金を歳計外現金として扱わず、直ちに歳計現金として16款「財産収入」に入金していることが確認された。理由を聴取したところ、当初より、契約締結に至った後に入札保証金を契約金額の一部に充当する予定であり、その旨の契約内容としていたためであるとのことだが、契約締結まではあくまで市に帰属しない「預り金」であることから、いったん歳計外現金として取り扱い、契約締結後にあらためて契約代金に充当（財産収入に入金）するのが適当であったと思われる。

その他、「瀬長島観光拠点機能強化検討業務」、「民間活力導入制度」について説明を受けた。

7 文書ヒアリングについて

ヒアリング実施課以外に、確認したい事項のあった5課に対し、文書によるヒアリングを実施した。実施状況については以下のとおりである。

(I) 秘書広報課

秘書広報課からは、資金前渡で受領した現金の取扱状況について聴取した。

秘書広報課の資金前渡による現金受領は6件あったが、すべて会合への参加費であり、出張先受付で支払っているとの説明を受けた。

(2) 人事課

人事課からも、資金前渡で受領した現金の取扱状況について聴取した。

人事課においては、現在、本市職員が沖縄県市町村職員研修センターで行われる研修に参加する際の駐車料金を資金前渡にて取り扱っているが、個々の伝票処理に多大な事務負担を生じていることから、今後は、伝票処理方法の検討や、資金前渡によらない支払方法の検討を行い、事務の効率化を図っていくとの説明を受けた。

(3) 保護課

保護課からは、備品の管理状況について聴取した。

令和5年4月に他課から管理替えを受けた備品6点（机2台、椅子3脚、キャビネット1台）について、備品台帳への記載が行われていないことが確認された。

保護課は令和5年度に新設された課であることから備品台帳の整備が遅れ、記録を失念したものと考えられるが、備品台帳への記録は都度行わなければ備品の所在不明を招くものである。今後は、「豊見城市物品規則」に基づき適正な備品管理を行われたい。

(4) 道路課

道路課からは、高嶺地内災害復旧工事の進捗状況について聴取した。

この工事は、電柱移設の調整に時間を要したことから現地着手が遅れが見られた。その後の状況としては、12月末時点での進捗状況は、計画61.1%に対し、実施58.4%となっており、工期延期の変更契約を締結したとの説明を受けた。

(5) 公園緑地課

公園緑地課からは、観光施設環境整備業務委託料の4月分請求書における、代表者氏名と請求書日付の不整合について聴取した。

説明によれば、5月中旬に請求書の提出を受けていたものの、請求金額確認のために必要となる資料の提出が遅れたことから支払処理を約2か月間保留しており、その間に相手方代表者の交代があったため、請求書に記された代表者氏名と請求書日付の不整合を生じることとなったとのことである。かかる不整合は、請求書改ざんの疑義を生じる可能性があるため注意されたい。また、請求書の受理に際しては、支払に必要な各種資料を同時に徴し、速やかに支払処理を行うこととされたい。

第3 改善等を求める事項について(全課共通事項)

今回改善を求める事項については、以下のとおりである。財務事務、契約事務等、事務の執行にあたっては、各種法令、規則をその都度確認し、正確に行われたい。

1 随意契約における予定価格の作成について

随意契約における予定価格の作成については、「豊見城市契約規則」第23条に定められているが、事業の一件書類を徴し確認したところ、予定価格調書を作成しなければならない金額の契約にも関わらず、作成されていないものが見受けられた。

これは、「予算執行伺をするものについては省略可能」との誤った認識に基づくものであるが、同条第2項においては「前条第1項各号に掲げる種類ごとに当該各号に定める額の範囲内においては、予定価格調書の作成を省略し、予算執行伺をもってこれに替えることができる」と定められており、すべてにおいて省略が可能とされているわけではない。

予定価格調書作成の省略については、「豊見城市契約規則」第22条第1項各号に定める金額を参照の上で判断されたい。

2 契約保証金の免除について

契約保証金は、契約の相手方の契約上の義務の履行を確保し、もしその者が契約上の義務を履行しない場合に、その損害賠償の補填を容易にするために徴するものである。

契約保証金の納付を免除することができる場合については、「豊見城市契約規則」第30条第1項各号に定められているが、このうち、第10号「130万円を超える委託契約において、相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」を適用している契約について、適用した理由を読み取れるものが一件書類中にない事例が複数あった。

第10号は曖昧性を含んだ表現であり様々な理由を適用させ得る。適用にあたっては、担当者の主観的判断のみによることがないよう、その理由を常に明確にされたい。

3 プロポーザル方式による契約について

昨年度の定期監査においては、プロポーザル方式による契約について重く指摘を行ったところである。その後、「豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領」が令和5年6月1日付で制定されたため、今回の定期監査においては、当該要領に即した事務が行われているかを重点的に確認した。

当該要領の適用を受けるもの（令和5年6月1日以降予算執行伺いを決裁するもの）については、おおむね要領の定めを守った事務が行われており、問題がないことを確認した。

今後も、要領を遵守し、透明性を確保したプロポーザル方式の実施に努められたい。

ただし、要領第10条に定める公募期間については、「緊急性」を理由に、第3項を適用し短縮しているものが数件見られた。いかなる内容をもって「緊急」とするかについては個別の判断による部分が大いと思われるが、単なる事務作業の遅れをもって安易に「緊急」とすることのないよう、事務スケジュールに十分注意を払って取り組まれない。

4 旅費の執行について

旅費の執行に関しては、様々な誤りが見受けられた。①旅行命令簿において、旅行命令権者による旅行発令日が旅費の請求、受領よりも後になっているもの、②旅行内容の変更の際して変更の旅行命令を受けていないもの、③請求金額が、人事課発出の「旅費 Q&A」による算出方法から導き出される額と一致しないもの、④「概算払」の内容であるが支出命令書における「支出区分」の表示を「概算払」ではなく「資金前渡」としているもの、といった内容である。

なお、④に関しては、今回の定期監査対象課のみならず多数発生していることを、例月現金出納検査を通して確認している。

今回、旅費に関する誤りが多く発生した要因としては、近年、新型コロナウイルス感染症の流行により、旅行を伴うイベントや研修会等が減り、旅費執行の機会が減少していたことによる影響が大きいものと考えられる。各課においては、旅費の取扱いについて今一度確認し、正確な執行を心掛けられたい。また、旅行命令権者にあっては、適切な旅行命令を発するよう留意されたい。

第4 むすび

定期監査調書様式 1 から 17 の書類審査及びヒアリング等により審査を行ったところ、財務に関する事務についてはおおむね適正に処理されていた。

上記第3で述べた改善等を求める事項については、必要な措置を講じ改善を促すところであるが、先にも述べたとおり、これらの改善事項については今回の監査対象課だけでなく全課において留意され、今後も法令等に基づいた適正な事務事業の執行に努めていただきたい。